

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第6回)

○日 時 令和7年10月8日 午前10時00分～午前10時30分
午前10時50分～午前10時51分

○場 所 第一会議室

○審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について

○出席委員 委員長 長島満理子

副委員長 下田 剛

委 員 森谷久一郎、寺田一樹、出口景介、石崎遊太、千田征志、
小林直樹

○参考人 出口嘉一市長

○出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー

○委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、前回に引き続き政治倫理基準違反の行為の存否についての審査を進めてまいります。

この際、お諮りいたします。報道関係者より写真撮影の申出がございましたが、これを許可することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって、写真撮影を許可することにいたします。撮影に当たりましては、審査の支障とならない範囲で行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、審査の参考とさせていただくため、関係者として出口市長に出席を求めています。それでは、出口市長の出席をお願いいたします。

〔市長 着席〕

○委員長 本日はお忙しい中、本審査会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日の審査についてであります。調査請求の対象とされております事由に関連しまして各委員から質疑をさせていただきますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

なお、発言は着座のままで結構でございます。

それでは、出口市長に対しまして質疑のある方はお願いいたします。

○委員 公務お忙しい中、ありがとうございます。まず、この件に関しまして、草間議員からも聴取をしたのですけれども、あのとき議会としても、草間議員の発言に対して議事進行をかけるなりして発言の撤回を求めるということをやるべきだったと、一議員としては反省をしております。

そこでまず、時間がたっているので市長の記憶も薄らいでいるかと思うんですけれども、草間

議員との一般質問のやり取りの中で、あのとき草間議員の発言は、職員を守るために発言されたと思うんです。それに対して、あのときもいろいろおっしゃっていますが、今こういう政治倫理審査会の中で、市長は職員に対して、もう一度何か思うことがあったらお聞かせください。

○市長 当時の答弁の後に、関係する職員の方には直接、一対一で謝罪させていただいています。今振り返りましても、当時、私の誤った発言で市の職員、議会の皆さんもそうですけど、仕事を否定してしまった、誤解に基づく発言をしてしまったということについては反省しております。そこは変わりません。

○委員 その言葉を聞いただけで、分かりました。私は以上です。

○委員 よろしくをお願いします。お忙しい中、出席していただきまして、ありがとうございます。

私からは2点お願いいたします。まず、一連の流れの中で、請求者からもあったように、土下座という言葉が一つの焦点だと思うんですけれども、市長が抱かれる土下座という言葉に対してのイメージを改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○市長 これはあくまで議会の内外ということで、本当に一般的にということですけど、言葉としてどう捉えているかと。日本の社会の中では土下座というのは、やはり屈辱的な表現による謝罪形式だというふうにはとらえています。

○委員 もう1点ですけれども、一連の草間議員と市長の答弁との中で、この土下座という言葉が出てくるまでの間に、いろいろやり取りがあったと思います。そこに関して、草間議員の発言と市長の発言がなかなかかみ合っていなかったように感じられますが、休憩を挟んで、その後、市長のほうから「今般、議会における議論を優先し、説明と謝罪を行った上で、議会終了後に当該の投稿について削除したいと考えておりましたが、このたびの議員の意見を取り入れて、議会終了を待たず、会期中に速やかに削除する考えです。また、削除についての説明とおわびに関する新しい投稿を行います。ハラスメントに関しては、投稿時点においては職務として行ったものではないためパワーハラスメントには該当しないという認識でございます。ただし、関係する職員は不快な思いをされていると思いますので、この点についてはおわびしたいと考えております」と発言されております。また、草間議員から「私のほうからも少しヒートアップして不適切な発言があったかと思いますが、その点については大変申し訳なかったと思っておりますので、よろしく願いいたします。速やかに削除をして、やはりこれはもう明らかに問題があるという部分で削除していただければそれで結構でありますので、今の答弁を受けるということで次に移らせていただきます」とありました。

こちらの議論に関しては一旦双方で納得していただいて、先ほどの質疑の中にありましたとおり、誤解を招いた部分については市の職員に直接謝罪をされた。また、草間議員の発言に関しては、不適切な発言があった、大変申し訳なかったとありますが、市長の中ではこれは謝罪として受けとめているのか、そうではないのか。そのあたりをお聞かせいただけますでしょうか。

○市長 当時、議会の中で一旦謝罪の言葉を頂いています。議事の中で少し曖昧な部分がありま

したので、謝罪の気持ちはお持ちなんだというのは感じました。そのときはそういうふうを受け止めております。

○委員 謝罪の思いみたいなものは伝わったようには感じるけれども、謝罪かどうかはまだ分からない。そういう感じですか。

○市長 その後、先日の政倫審も当然、私も聞かせていただいていますので、そのときに草間議員の発言、謝罪の気持ちがあったということは確認させていただいていますので、それをもって改めて認識しているところです。

○委員 ごめんなさい。2点と言ったんですけど、最後にちょっと。やり取りの中で市長がこの議会が終わった後、市の職員に謝罪を直接したということは、草間議員が議論の中で言わんとしていたことは、すれ違いはあったと思うんですけども、そちらの意思も酌み取ったということによってよろしいでしょうか。

○市長 意思を酌み取ったということもあるかもしれませんが、おっしゃられていることが正論、正しいことかなと思ひまして。繰り返しになりますけど、当時私は、発信したときは誤っていると思っていなかったと。そこは調査不足によって誤解していたと。その誤解に基づいて発信をしまして、誤った批判をしていた。それに対して、職員の皆様ですとか議会の皆様におわびの気持ちを私としても持ちましたので、草間議員の促しも頂いて、それはそのとおりでという気持ちでしたので行動に移させていただいたと。

○委員 分かりました。私からは以上です。

○委員 1点だけ、ご認識を伺いたいと思います。今回の請求者の方の、内容のところですね。冒頭で、市長に土下座の要求をしたことは……、この要求かどうかというのは議論があったところですけども、これが市長に対する重大なパワーハラスメント行為であるということで考察を頂いているのですけれども、市長として、今回の草間議員からの発言がパワーハラスメントに該当するという認識をお持ちなのかということをお伺いしますか。

○市長 当時の議会の中でも、少しハラスメントということのやり取りでかみ合わなかった部分もあると思いますが、ハラスメントというのは一概に、ハラスメントと言ってもパワーハラスメントですとかセクシャルハラスメント、その他ハラスメントがございます。ですので、一概にハラスメントということは簡単に申し上げられないんですけど、仮にパワーハラスメントということで考えますと、厚生労働省が示している要件として、まず1つは優越的な関係にあるかどうかというのがございます。優越関係にあつて、そういう優越した者から下の者に対しての発言かどうか。議会においては、市長と議会——議員さんというのは対等の立場ですので、これは該当しないだろうと考えています。

2番目は、業務上の必要性があつたのかどうか、相当性があつたのかどうか。それを逸脱していたのかどうか、そこが非常に大きなポイントになるわけなんですけど、これについては議会中の議事に関することでございますし、私がそれを判断することではなくて、やはり議会の皆様で、

当該の発言が業務上必要だったのか、相当なものだったのかというのはご判断いただくべき内容かなというふうに理解しています。

○委員　パワーハラスメントについて、市長のご認識はよく分かりました。やはりこれ、本当に発言の中で出ていましたけど、やっぱり基本的には職場内での話というところ、あとは優越的な関係というのが大きな土台としてあって、そこをある意味、優越な関係を用いて威圧的な行為であったりとかをするというのがパワーハラスメントに該当する。今回の一連の流れをパワーハラスメント行為だとしてしまうと、地方自治法上も、我々議会と市長との関係性が対等という、機関同士の関係性というところが誤って位置づけられてしまう可能性はあるなというところで心配だったので、今その認識を伺ったのですけども。

市長のお考えはよく分かりましたし、私もそこは賛同するところでありますので、理解をしました。私から以上です。

○委員　市長は、担当職員に謝罪をしたということなんですけど、そのことによって、今その担当職員とのわだかまりというか、そういうものはないというふうに市長は考えていますか。

○市長　私自身はわだかまりを持たずに接させていただいてはおりますが、やはり謝罪をさせていただいたときの受け手側の心情というのは当然全て分かるわけではありませんで、謝罪を受けた職員の方がどう感じているかというのは十分には理解、まだ当然分かっていないところがあります。引き続き、そこはしっかり誠意を持って接していくことが必要なかなと思っています。

○委員　謝罪をするほうとされるほうというのは、したほうは、謝罪したということは言えるかと思うんですけど、されたほうはそれですっきりしたのか、解決したのかというのはそちらのほうの受け止めでしょうから。分かりました。

それと、その関係と同じようなことなんですけれど、草間議員が、市長が土下座でもして謝ってくださいよというので、それに対しては不快感を感じたのですか。

○市長　やはり公の場での発言ですし、私も当時、初めての議会でプレッシャーを感じている中で答弁させていただいて、やはり精神的な負担ですね、不快感のようなものは感じたというのが率直なところです。

○委員　土下座というのは一般的に屈辱的表現で、それこそ屈辱的な謝罪形式。一般的には、今の社会ではあまりないことであって、土下座しろというのはやっぱり、議会と市長とは対等、平等だけれど、その発言自体は全然対等、平等じゃないなというふうに私は思っています。

それで、ハラスメントっていっぱいあって、パワハラ、セクハラ……、カスハラなんていうのが最近あれなんですけれど、それは種別によってハラスメントを分けて、それがどういうことに当てはまるかということでは、さっき厚生労働省の事例なんていうのがあったんですけど、一般的にハラスメントということでは、草間議員の発言というのはハラスメントに値するかどうかというのはどうですか。

○市長　非常に難しいご質問かなと思います。単純にハラスメントと言うと、日本語で言うと嫌

がらせですとかそういうことになりますけど、私が申し上げられるとすると、先ほど申したように、やはり公の場での発言ですので、精神的な負担を感じたというのは申し上げなければいけないかなと。それがハラスメントに該当するかというのは非常に機微に触れることですし、むしろ私の判断ではなくて、政治倫理条例に基づいて議会の皆さんにご判断いただくべきことなのかなというふうに感じています。

○委員 精神的負担は感じたということですね、確認になりますけど。

○市長 はい。

○委員 一般質問のやり取りのところで草間議員が、不適切な発言があったと思いますけど、その点については大変申し訳ないということで、言葉については謝罪があったということなんですけれど。精神的負担を感じたことについては、そのことですっきりと解決したというふうに思っていますか。

○市長 当時、非常に緊張感を持って対応させていただいていたので、すっきりしたかどうかという、ちょっとなかなかあの当時、時間もたっていますし……

○委員 今でいいです。

○市長 一定の謝罪の気持ちがあるんだなということを感じたというところですかね。

○委員 ここがね、もうすっきりして何とも思っていないよというのか、いや、やっぱり土下座しろって言われたことは、それは釈然としないよというかで違うんですよ。何とも思っていないというならば、これ終わっちゃうから。そこははっきりさせてください。

○市長 謝罪に対してどう考えるかということだと思うんですけど、私、やはり謝罪というのはご本人が自発的に、その人のお気持ちで、真心をもって謝罪したいと思ったときにすべきものであって、他人から求めるものではないというのは、これ個人的な考え方かもしれないんですけど、そういうふうに考えているところがありますので、特にこれ以上、謝罪していただきたいというふうには、別段私は考えておりません。

○委員 さっき市長と職員との関係で、市長は謝ったけれど職員はどう思っているか分からないということだと思いませんか。今は草間議員が謝罪をして、市長はどうですかというふうに聞きました。そうすると、これ以上謝罪してもらわなくてもいい。これ以上、草間議員が何か行動に移して、しなくてもいいというふうに考えているのですか。

○市長 それは私が、謝罪してくれというようなことをあまり考えていなくて、私は草間議員のお気持ちは分かりませんが、お気持ちがある、ないは分かりませんが、ご本人のお気持ちを尊重しないと、謝罪の要求だけさせていただくというのは、ちょっと私自身の考え方には反するので、謝ってほしいというふうには特に今思っていないというのは率直なところです。

○委員 なかなか答えにくいところもあるんでしょうけど、さっきの質問の繰り返しになっちゃうんですけど、草間議員の発言で精神的負担がすっきりと解決したのかどうなのかというところなんです。草間議員に何々してくださいという勧告だとかそういうのはこっちで判断をします。

ただ、市長として、本当にすっきり解決したと、もう何も思っていないよということならば、特に草間議員に求めることもないでしょうし、いや、釈然としないんだということならば、当事者の間でもそういうわだかまりというか釈然としないところがあるんだ。

議会として発言がどうなのかというのはここで判断しなきゃいけないんでしょうけれど、対市長との関係でどうなんだというのも判断しなくちゃいけないと思うんですよね。ただ、市長がすっきり解決したというふうに思っているのならば、その判断というのは全く別なんでしょう。

○市長　すっきりしているかというのと、すっきりは別にしていないですよ、それはね。ただ、繰り返しになりますけど、いろんな人間関係の中で全てすっきりした関係で私たち生きているわけではないですし、それぞれのお考えに基づいて皆さん発言されていますので、たとえ私がそういうふうに感じていたとしても、謝罪云々というのはまた別の話なのかなというふうに考えています。

○委員　すっきりはしていないけど、何をしてもらいたいということはないと。

○市長　そうですね。はい。

○委員　この間の政倫審も聞いたと思うんですけど、これはこっちで判断するんですけど、請求者は、辞職してほしい、役職を辞任してほしいというのを請求しているんですけど、市長の気持ちとしては、謝罪まで考えていないということですから、辞職ですとか辞任というところはどういうふうに考えていますか。

○市長　最初に少し補足させていただくと、やはり議場における発言としてはふさわしくない発言だと言わざるを得ないかなと思ってまして、このところがぜひ、やはりこういうことは今後起きないほうがいいんだというふうには感じております。

今のご質問については、辞職について特に私は求める気持ちはないです。というのは、やはり市議会議員の皆さん、当然ながら選挙で市民の負託、信託を得て当選されておりますので、重い責任がおありだと。その中で今回の発言というのは、今申したとおりにふさわしくない部分もあったと思いますけど、それをもって辞職してほしいというような要求にはならないというふうに考えています。

○委員　本会議でそういう土下座という発言が出た。公の場で、そして市政を議論する場面で土下座という言葉が出たということ自体は、発言はふさわしくない、私もそう思います。

市長の気持ちがどうなのかということも、すっきりはしていないけれど謝罪までは考えていないし、辞職ということでも、選挙で選ばれた議員に辞職を要求するということもないということとは分かりました。以上です。

○委員　ちょっと確認も含めてなんですけど、あのときの草間議員の一般質問の中で、城山の土地売却の話。担当が2億4,000万円という価格を調査結果に基づいて算定していたのですが、市長は一般的な価格から10億円だと、安いということを発信されていたと。ただ、あのときの一般質問の中では、そのことが誤っていたと認められました。担当者に対して、これはハラスメント

に当たるのかどうかという質問が繰り返されました。草間議員はこのことについて、その職員に対して土下座でもして謝ってくださいよと言われていましたけれども、土下座というワードについては今も繰り返し議論がありましたが、確かに強い謝罪の言葉であって、インパクトが強くて、議会で発言されたということについては確かに不適切なんだろうと私も思います。

ただ、このとき、土下座でもしてというのも、例示として土下座という言葉の一つのワードとして使ったということだと思えるんですね。そうすると、土下座しろとかしなさいという、強要している、市長と議員は対等な立場なのに強要をしているということには、これは私は当たらないというふうに感じておりますが、市長はどのように受けとめられますか。

○市長　当時、議事の中で、私も緊張感を持って挑んでいましたので、率直に驚いたとか発言にすごく違和感を感じたということことが、まず第一にあります。議会上でのことですので、それを即座に強要というふうには私自身は感じなかったです。ただ、発言の内容からして、人によっては強要とを感じるような発言でもあったのかなと、また同時に思います。

○委員　人によってはそういうふうに捉える方もいるかもしれないが、市長自身としてはそうは受け止めなかったという理解でよろしいですか。

○市長　はい。

○委員　分かりました。以上です。

○委員　大体、聞きたいことは他の委員のほうから出たので、私は意見ですけど、今市長のほうで、精神的な負担は感じた、今もすっきりはしていないということもおっしゃっておいしたので、ある程度、あのときの発言というものが今もどこか引っかかっているところがあるのかなとは思っています。ただ、議員辞職、そういうことを求めるつもりはないということもありましたので、大体市長の考えていることは分かりました。

今後、今の市長の意見なんかも聞きながら、この審査会の中でどういった決定をしていくか考えていきたいと思います。

○委員長　他になれば、以上で質疑を終了いたします。

市長におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。お聞かせいただいた事項は今後の審査の参考とさせていただきます。

それでは、退席をお願いいたします。

〔市長　退席〕

○委員長　暫時休憩いたします。

○委員長　再開いたします。

次に、次回の審査に関することです。次回の審査におきましては、再度、草間議員の出席を求めて質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、後ほど私のほうから出席の要請をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、以上で終了いたします。

次回の開催は、10月20日午後1時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会します。ご苦労さまでした。
